

国保で受けられる給付

国保では、病気やケガをしたときに、保険証などを提示すれば、年齢などに応じた自己負担額を支払うだけで診療が受けられます。また療養費の支給、出産育児一時金の支給など、さまざまな給付があります。

療養の給付

●医療費の自己負担割合

義務教育就学前	義務教育就学～69歳	70歳～74歳
2割	3割	1割 ※(現役並み所得者3割)

●受けられる診療

- ① 診察
- ② 処置、手術などの治療
- ③ 薬や治療材料の支給
- ④ 入院、看護
- ⑤ 在宅療養、看護、訪問看護

※入院したときの差額ベッド代や患者の希望で保険外診療を受けたとき、歯科診療で特殊な素材を使用した「差額診療」や「自由診療」は保険診療の対象外となります。

●受けられない診療

- ① 美容整形、歯列矯正
- ② 正常分娩、経済的理由による人工中絶
- ③ 健康診断、予防注射
- ④ 労災保険の対象になる場合

など



●制限のあるもの

- ① けんか、泥酔によるもの
- ② 医師や保険者の指示に従わないとき
- ③ 犯罪や故意によるもの

●入院したときの食事代

①一般(②、③以外の人)	1食260円	
②住民税非課税世帯 (70歳～74歳の人で低所得Ⅱ※)	90日以内の入院	1食210円
	90日を超える入院	1食160円
③70歳～74歳の人で低所得Ⅰ※	1食100円	

※②・③の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示する必要があります。

●療養病床に入院する65歳以上の人は食費および居住費の一部を自己負担します。

食費(食材料費+調理コスト相当) ……1食460円*
居住費 ……1日320円

*保険医療機関の施設基準等により、420円の場合もあります。
※低所得に該当する人については、軽減されます。

療養費の支給

次の場合、医療費を全額負担したあと、申請により払戻されます。

- やむを得ず保険証を使わないで診療を受けた場合
- 骨折、ねんざなどで柔道整復師の施術を受けた場合
- 医師が認めたはり、灸、マッサージ代
- コルセット、輸血の生血代
- 旅行中に海外で診療を受けた場合 など

保険外併用療養費

高度先進医療を受けたときなど、一般診療と共通する部分については、保険が適用され、保険証で診療が受けられます。

訪問看護療養費

医師の指示で訪問看護ステーションなどを利用すると費用の一部が支給されます。

葬祭費

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に支給されます。

移送費

歩行困難で入院や転院の際に車を利用した費用が支給されます。

交通事故などでケガをした場合でも、国保で診療を受けることができます。

示談の前に必ず各保険者の国保窓口
に連絡をしてください。

お知らせ 平成21年10月から 出産育児一時金の直接支払制度がはじまりました

平成21年10月から、出産育児一時金が42万円に引き上げられる(平成23年3月末までの暫定措置)とともに、「出産育児一時金の直接支払制度」がはじまりました。

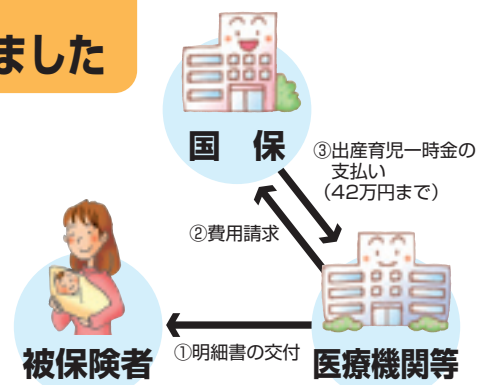
この制度により出産費用をできるだけ窓口で支払わなくて済み、国保から直接出産育児一時金を医療機関等へ支払うことができるようになりました。

※出産費用が42万円未満の場合は差額が支給され、42万円を超える場合は超えた額が窓口で請求されます。

※これまでと同じく出産後に出産育児一時金を国保に請求することもできます。

※直接支払いができない医療機関もあります。

詳しくは、ご出産される医療機関にご確認ください。



※所得の区分についての詳細は各保険者の国保窓口にお問合せください

企画：茨城県国民健康保険団体連合会 (編集：株式会社社会保険出版社)

禁無断転用